

施設使用料及び器具使用料のキャッシュレス決済等をご利用の皆様

キャッシュレス決済等(クレジットカード、電子マネー(PayPay のみ)、コンビニ払い)をご利用の場合、次の点にご注意ください。

領収書は発行されません

領収書に代わるものとして、「使用許可書」または「使用許可変更許可書」を経費精算などで有効な証憑として使用いただけます。

施設予約システムから出力してご使用ください。

出力方法が不明な場合や、出力が難しい場合は施設へお問い合わせください。

複数の支払方法の併用不可

現金払いとキャッシュレス決済の併用、または複数のキャッシュレス決済の併用はできません。

窓口でのチャージはできません

事前にチャージを済ませておいてください